

仕 様 書

1 業務の目的

本業務は、秋田市中高年齢労働者福祉センター（以下「サンライフ秋田」という。）において、低濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物のおそれがある高圧機器の交換等修繕を実施し、施設利用者の安全で快適な利用に資することを目的とする。

2 履行場所

秋田市八橋南一丁目8番7号

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年10月16日まで

4 対象設備

別紙設計書のとおり

5 業務概要

- (1) サンライフ秋田の受電キュービクル内の高圧コンデンサおよび高圧リアクトルについて、交換修繕を行うこと。
- (2) 対象設備の交換修繕に伴い、必要な撤去、取り外し作業等を行うこと。なお、停電を伴う作業は、原則、サンライフ秋田の臨時休館日（毎月第4月曜日）に行うものとする。
- (3) 撤去後の対象設備については、低濃度PCB廃棄物に該当するか否かの分析を実施し、報告書を作成すること。

6 提出書類等

業務の作業前又は完了後に次の関係書類等を提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 作業写真
- (3) 完成図面
- (4) その他担当職員が提出を求める書類

7 安全管理

- (1) 業務実施の際は、常に細心の注意を払い、関係法令を遵守し、作業員等の安

全を図るものとする。また、事故が発生した場合は、速やかに秋田市（以下「市」という。）へ報告するとともに、受注者の責任において処理すること。

(2) 業務中は、適正な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。

(3) 受注者は、作業が周囲にいる職員および作業者に危険を及ぼすおそれがある場合は、危害又は損害を与えないように万全な安全措置を講ずるとともに、監視人を配置して安全確保に努めること。

8 負担

(1) 業務上必要な器具、工具、測定器、消耗品等は、全て受注者の負担とする。

(2) 作業中に損害が生じた場合は、以下のとおりとする。

ア 業務完了前に、目的物又は材料について生じた損害その他の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

イ 施工について第三者等に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

9 事前調査

受注者は業務の実施に先立ち、必要に応じて現地の状況、関連設備その他について綿密な調査を行い、十分実情を把握の上、着手すること。

10 業務完了

受注者は、業務が終了したときは、速やかに業務完了報告書に作業写真および完成図面を添えて提出すること。

11 疑義

業務実施に当たって疑義が生じた場合は、市と協議し、その指示に従うものとする。